



弁護士記章

ひまわりとはかりを図案化したもので、
ひまわりは自由と正義を、
はかりは公平と平等をあらわしています。

ひまわり

熊本県弁護士会会報
127号・128号合併号

H I M A W A R I





外国人技能実習制度をめぐる諸問題

弁護士 石黒 大貴

皆さんの食卓に並ぶ野菜や果物、お肉や魚を海外からの技能実習生が作っていることをご存知でしょうか。農業、漁業、食品加工、介護、建設といった日本の労働現場ではたくさんの技能実習生が働いています。実習生の数は、2020年10月時点で40万人を超えて、新型コロナウイルスにより、数は一時期減少しましたが、現在も増え続けています。

この技能実習制度は、発展途上国への技術移転という制度趣旨とは裏腹に、日本で減少する労働力需要に応えるための労働者受け入れ制度として使われてきました。

技能実習生には、労働関係法令が適用され、日本人と同じく保護されますが、現実には雇い主や監理団体（本来であれば実習が適正に行われるよう管理する機関）からのパスポートの取上げ、残業代の未払い、最低賃金法違反、劣悪な住環境や不当解雇・強制帰国、セクハラ・パワハラ、妊娠した実習生への不利益取り扱いといった人権侵害の問題事例は後を絶ちません。実習生の多くは、送り出し機関（監理団体と実習生受け入れの契約を結ぶ母国の機関）や違法なブローカーに支払う費用として、来日前に自国の年収の数倍の借金をしており、被害を受けてもなかなか申告にまで至らない傾向にあります。昨年7月11日には、アメリカ国務省人身取引監視対策部から、技能実習制度が人身取引に悪用されている旨の指摘もなされています。

このような問題事例の背景には、先ほどの借金のほかに技能実習制度が家族を伴った来日・滞在を認めていないこと、転職をしたくても原則として認められないといった制度そのものの構造的な問題があります。たとえば、妊娠した技能実習生にも日本の法律が適用されるので、産休や育休を取得することができますが、子どもに当然には在留資格は認められていません。また技能実習が「技能実習計画」というカリキュラムに沿って行われるので、出産に伴うカリキュラムの変更の手間を惜しんで安易に解雇する事案が多く発生しているのも事実です。一方で、心ある雇い主や監理団体が、妊娠した実習生の希望を叶えようとしても、制度的な壁が立ちはだかり歯痒い思いをしています。労働者としての権利が認められているのに、これ行使することができない現実があるのです。

技能実習制度の適正化と技能実習生の保護を趣旨とする技能実習法が施行されて5年。今年の7月29日に古川禎久前法務大臣は、制度の目的と実態がかけ離れていることを認め、「長年の課題を、歴史的決着に導きたい」と話しました。政府はいま有識者会議を設置して、制度の抜本的な見直しの検討に入っています。この制度のあり方については、日本の労働者人口が減少している今こそ、廃止も含めた議論を活発に行う必要があると思います。



一口メモ

令和3年4月1日に、少年法等の一部を改正する法律が成立し、令和4年4月1日から改正少年法が施行されることとなりました。

民法の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、18歳・19歳に対する取り扱いが変わったことをきっかけに、今回の少年法改正についても議論されることとなりましたが、紆余曲折を経た上での改正内容となりました。

今回の少年法改正に関しての大きなポイントは次の3点となります。

①特定少年としての位置付け

18歳・19歳も「特定少年」として引き続き少年法が適用されることとなりました。その結果、18歳・19歳の事件も全件家庭裁判所に送られた上で、家庭裁判所が処分を決定することになりました。

最近の少年法改正

弁護士 吉田 孝充

②原則逆送対象事件の拡大

原則逆送対象事件とは、家庭裁判所において原則として逆送（事件を検察官に送ること）しなければならないとされている事件のことを言います。

今回の改正において、原則逆送対象事件の範囲が拡大致しました。

③実名報道を含む報道規制の解除

少年の時に犯した事件に関しては、実名報道・写真等の報道は禁止されていますが、18歳以上の特定少年が犯した事件について起訴された場合には、実名報道が解禁となりました。

この他にも重要となる改正内容がありますので、皆さん今回の少年法改正はぜひ1度ご確認いただければと思います。



「デジタルプラットフォームと消費者問題」

弁護士 野上 昂太郎

最近、「デジタルプラットフォーム」という言葉を耳にすることが増えてきたのではないですか。

「デジタルプラットフォーム」とは、事業者が提供する他の事業者及び消費者間の取引の「場」を指します。例としては、多数の販売業者が出店するオンライン上の総合物販サイト（Amazon、楽天等）、フリーマーケットサイト（メルカリ、ヤフオク！等）、スマートフォンのアプリストア（App Store、Google Playストア等）、広告掲載で収益を挙げているウェブサイト（Google、Yahoo!、Meta（Facebook）等）等が挙げられます。

デジタルプラットフォームは、消費者にとっても、必要な物を手軽に手に入れられるという点で、利便性が高いものです。他方で、消費者が利用するデジタルプラットフォームの運営者と、実際の取引を行う相手方が異なることから、思わぬトラブルに遭ってしまう場合があります。例えば、オンライン上の総合物販サイトに出品している販売業者から買い物をしたところ、購入した商品に問題があったことから、返金等を求めようとしたが、売主は当該物販サイトではないことから、どこに連絡すべきか分からなくなってしまうといった問題が考えられます。

こういった問題に対しては、デジタルプラットフォーム利用者から、当該デジタルプラットフォームを提供する事業者に対して、実際の取引を行う販売業者等の情報の開示を求めることができる旨を定める「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律」が施行されたり、あるいは、消費者庁においても、デジタルプラットフォーム向けのガイドラインやQ&Aを作成したりと、法整備や行政による監督の仕組み作りが進みつつある段階です。しかし、日々デジタル化は進み、事業者がデジタルプラットフォームにおいて提供するサービスが複雑化する一方、デジタルプラットフォームに関する議論は始まって間もないこともあり、消費者保護の施策はまだ完全とは言えない状況です。

今後もデジタルプラットフォームを取り巻く状況は変化していく可能性が高く、トラブルへの対応方法も随時変わっていくことが考えられることから、デジタルプラットフォームの利用に際してトラブルが発生したという場合には、お早めに、弁護士や、自治体の消費生活センターにご相談をされることをお勧めします。

HIMAWARI
3



家事調停手続におけるWEB活用

弁護士 八塚 夏樹

熊本の家庭裁判所でも、夫婦関係調整や、遺産分割などの家事調停において、ウェブ会議システムを用いた調停手続の試験的な運用が始まりました。

家事調停手続では、通常当事者の方や代理人弁護士が家庭裁判所に赴き、調停委員を間に入れて話し合いをします。ウェブ会議システムを用いた調停手続とは、この話し合いを、家庭裁判所に行かずに、パソコンやスマートフォンを用いたビデオ会議アプリで家庭裁判所とつないで行うものです。これにより、家庭裁判所に行く負担の軽減や、DVのある事案等における当事者同士の接触回避等が期待できます。また、現時点でも、条件を満たせば、電話で調停ができる制度がありますが、離婚又は離縁の調停事件においては、本人の意思確認を慎重に行う等の観点から、法律上、調停を成立させることができません。こういった制度上の問題も、いずれは、ウェブ会議システムを用いた調停手続の活用と法律の改正により、解消される見込みです。

活用が期待されるウェブ会議調停ですが、希望すれば無条件に利用できるものではなく、家庭裁判所がウェブ会議システムを利用すると決めた調停事件が対象となります。本制度を含めた家事調停については、弁護士へのご相談をご一考ください。



子どもが犯罪に巻き込まれたら

弁護士 高木 百合香

犯罪が起きたと、その影響は直接の加害者、被害者だけの当事者にとどまりません。被害者の家族・遺族、そして加害者の家族にも影響を与えます。

特に子どもが被害者家族、加害者家族になると、その影響はとても深刻なものです。

いくつかのケースを考えてみましょう。

【①子どもが直接被害者のケース】

子どもが同じ学校や習い事（クラス）で犯罪に被害に遭うケースでは、加害者は教師やクラスメイトです。被害に遭った子どもは、加害者のいる学校・習い事に行けなくなります。

【②子どもが直接被害者かつ加害者の家族のケース】

子どもが家族からの被害（例えば実父・養父からの性被害）に遭うケースでは、子どもは直接の被害者であり、加害者の家族となります。父が逮捕され、母やきょうだいとの関係性も変わるなどします。

最近では、特に性犯罪に関する報道について、報じられることによって被害者が特定される可能性が高い場合、加害者も実名を報じない配慮がされるようになりました。

【③子どもが被害者家族のケース】

親やきょうだいが被害に遭っても、直接の被害者ではない子どもには支援が行われにくいのが現状です。

ですが現実には、親やきょうだいの被害に、子ども自身も心を痛めます。

①～③のケースの子どもに対するケアは、子ども達への配慮を表した熊本県作成の「犯罪の被害にあった子ども・きょうだいのためのサポートブック」が参考になります。学校職員や同級生の保護者、近隣住民といった大人向けに、子どもが話そうとしている時は

しっかり聞くことや、子どもを一人ぼっちにしないこと、普段と同じ生活を送ることなど、注意したい事柄が詳しく記載されています。

また、熊本県の犯罪被害者等支援条例にも、未成年者への配慮が明記されています。

【④子どもが加害者家族のケース】

父母やきょうだいが罪を犯した場合、その家庭の子どもは加害者の家族となります。

【⑤子どもが被害者遺族かつ加害者家族のケース】

例えば夫が妻を殺害するといった夫婦間殺人が起きると、夫婦間の子どもは、被害者遺族であり、また加害者家族にもなります。母は亡くなり、父は逮捕されて刑務所に行くことになります。

④～⑤のケースの子どもはこれまで加害者の関係者という側面から、十分なケアがされてきました。しかし加害者の家族は、加害者ではありません。たまたま家族だったにすぎないです。

身近な人が犯罪に関わり、子どもの置かれた環境が一変することは、被害者であっても加害者の家族であっても変わりありません。家族、住まい、学校、友人、先生が変わり、周囲の目が変わり、メディアにも曝されるなど、加害者家族となった子どもは痛ましい状況に置かれます。また、自分には犯罪者の血が流れているなどと自己否定をする子もいます。

こうした加害者家族となった子どもへの支援は、実は被害者への支援との共通点が多数あります。

被害者、加害者家族を問わず、何の罪もない子ども達、犯罪に巻き込まれ辛い状況の子ども達に、私たち大人が適切かつ必要な支援を届けるために何ができるか、サポートブックを片手に考えていきましょう。



相続登記の義務化

弁護士 福永 紗織

令和6年4月1日から相続登記が義務化されます。それ以前に相続が発生しているケースも義務化の対象です。義務化されると、正当な理由がないのに、不動産の相続を知ってから3年以内、又は、遺産分割が成立した日から3年以内に、相続登記の申請をしないと、10万円以下の過料が課される可能性があります。

相続人間で遺産分割が難しい場合は、ひとまず、今回、新たに作られた「相続人申告登記」の手続をすることで義務を果たすことができます。「相続人申告登記」というのは、自分が相続人であることを申告して、これを示す戸籍を出す手続で、相続人1人で行うことができます。

相続登記には、登録免許税が必要です。相続により土地を取得した方が相続登記をしないで死亡した場合の相続登記については、令和7年3月31日までは、相続登記に必要な登録免許税が免除される不動産の価額が10万円以下から100万円以下に引き下げされました。例えば、祖父の土地を母が相続登記しないまま死亡し、その息子が相続登記する場合ですが、亡母の相続登記と息子の相続登記をする必要があります。亡母の相続登記については、土地の価額が100万円以下の場合、登録免許税が免税されます。

「所有者不明土地」をなくすため相続登記の義務化の他にも様々な法改正が行われています。



LGBTをめぐる諸問題



弁護士 高木 紀子

1 LGBTとは？性的指向、性自認とは？

「LGBT」とは、レズビアン（L）、ゲイ（G）、バイセクシャル（B）、トランスジェンダー（T）の頭文字をとつて作られた用語です。それらの4つにあてはまらない人も含め、性的指向や性自認に関する少数者（性的少数者）の総称としても使われています。

性的指向は恋愛感情や性的な関心の対象がどの性別に向いているかをいう概念です。性自認は「男性である」、「女性である」、「男性と女性のどちらでもない」等、性別のアイデンティティ・自己認識をいいます。

2 熊本県内の自治体と「パートナーシップ宣誓制度」

平成27年、日本の自治体では初めて、東京都渋谷区と世田谷区が「パートナーシップ制度」を導入し、令和4年10月時点で250近くの自治体が「パートナーシップ制度」を導入し、人口カバー率は5割を超えていました。

熊本県内（全45自治体）では、熊本市（平成31年4月1日～）、大津町（令和3年10月1日～）、菊池市（令和4年7月30日～）が「パートナーシップ宣誓制度」を導入しています。

パートナーシップ宣誓を行ったカップルには、自治体から「パートナーシップ宣誓書受領証」等が交付されます。これを提示すると、自治体によっては公営住宅の申込ができたり、民間企業等においても、病院で配偶者と同様の取扱（手術の同意、看取りの立会、面会など）、ペアローンで住宅ローンの借入、パートナーを生命保険の受取人に指定、携帯電話料金の家族割引適用などができるたり、その手続きがしやすくなったりする場合があります。パートナーシップ制度は、制度の導入に

よる啓発の効果も大きく、意義の大きい取り組みです。

ただ、パートナーシップ制度に法的効力はなく、結婚とは全く異なります。民間企業がパートナーシップ宣誓を行った同性カップルを婚姻している夫婦と同じく扱うかどうかは、それぞれの判断によります。

婚姻をした夫婦であれば、互いに相続の権利があり、所得税の配偶者控除、健康保険の被扶養者、遺族年金の受給なども認められます。男女のカップルであれば、婚姻をしていなくても「事実婚」の証明ができれば、パートナーを健康保険の被扶養者としたり、パートナーが亡くなった後に遺族年金を受給することができます。しかし現在のところ、同性カップルには上記のどんな権利も認められていません。

3 熊本県弁護士会の取り組み

令和3年には札幌地方裁判所が、同性カップルが婚姻によって生じる法的効果の一部すら受けられないのは合理的な根拠を欠く差別的な取扱いであり、憲法14条1項（法の下の平等）に違反するという内容の判決を行いました。

私たち熊本県弁護士会も、平成30年3月6日には「男女共同参画を推進する宣言」を採択。令和3年5月25日には「いわゆる同性婚訴訟の札幌地裁判決を受け、早期の法律改正を求める会長声明」も出しました。さらに今年（令和4年）9月29日には「熊本県内の地方自治体に対し、性的指向・性自認（性同一性）についての施策の実施・推進を求める会長声明」を発表するなど、性的指向や性自認についての理解促進、差別的な取扱いの防止や解消、性の多様性尊重に関する取り組みを進めています。



災害リフォームトラブル

弁護士 益子 覚

近年、地震や大雨などの災害が毎年のように起こっています。

災害が起こると、全国から家屋の再建のために多くの人がやってきます。多くは、被災者の助けになろうという方です。しかし、被災者、特に高齢の被災者から、家の修理をめぐる相談が寄せられるのも事実です。

例えば、本当は簡単に修理できるのに、修理前に多額の金銭を請求したり、無料で点検する、などといいつつ、強引に高額の契約を結ばせることもあります。

トラブルに巻き込まれるために、契約前に複数の業者に見積りを取ったり、どうして工事が必要なのか、費用はいくらかかるのか、きちんと、写真や書類で説明してもらいましょう。難しい話も多いと思いますが、分からぬ箇所はメモを取りつけることも有益です。

もし、業者が家に営業に来て、修理を依頼したといった場合には、契約後一定期間は、クーリング・オフと言って、契約をなかつたことにできます。

工事中も、注意が必要です。説明と全然違う、などと言うことにならないために、工事の写真を撮るとか、現場責任者に質問する、なんてこともあります。

家の修理は、一大事です。慎重に考えてから契約しましょう。



熊本県弁護士会法律相談センター

弁護士 藤本 猪智郎

法律相談のご予約は<096-325-0009>

電話受付時間：月～金 9:00～17:00

インターネットでは24時間予約受付中

1 トラブル解決は熊本県弁護士会

法律相談センター

トラブルに巻き込まれていること自体は分かっていて、だれかに相談したいのに、どこに相談したらいいのか、分からないことがあります。

熊本県弁護士会では、弁護士に相談したい方のために、熊本法律相談センター（熊本市中央区水道町）のほか、山鹿・菊池センター、荒尾・玉名センター、阿蘇センター、県南・八代センター、天草センター、人吉・球磨センター、益城センターの県内8ヶ所に法律相談センターを設けて、法律相談を行っています。

熊本県弁護士会に所属する弁護士が、交代制で相談担当を引き受けしておりますので、安心してご利用いただけます。ご相談料は、1回30分5,500円（税込）です。ただし、法テラスと同様に、一定の要件（収入や貯蓄が一定の金額以下の場合）を満たされる方は、民事法律扶助制度による無料の法律相談をご利用いただけます。

相続、離婚などご家族の問題から、借金の相談、労働問題、交通事故、会社経営に関する相談等、おひとりで悩まず、まずは法律相談センターにご相談ください。

2 多重債務、交通事故、相続・遺言相談、労働相談（労働者側）、訴訟等の当事者になってしまったが代理人のいない方

多重債務及び交通事故でお困りの方のご相談は無料で行っております。

memo
一口メモ

「弁護士と話すまでは何も言えない。」

逮捕された容疑者（法律用語では「被疑者」と言います。）がそう言っているというニュースを耳にしたことがあると思います。

「自分がやったことなのに何も言えないなんて何を考えているんだ。」

そんなことを思ってしまうでしょうか。

「逮捕」を自分のこととして考える機会はそう多くはありません。しかし、いつ自分の身に降りかかるか、これもわかりません。

何がどういう手続で進められていくのか、自分はどうなってしまうのか。万が一逮捕されてしまった場合、一早

また、相続・遺言相談、労働相談（労働者側）、訴訟等の当事者になってしまったが代理人のいない方のご相談は、初回のみとなりますが、こちらも無料の相談をおこなっております。

詳しくは法律相談センター（096-325-0009）までお問い合わせください。

3 新型コロナウイルスや自然災害に関連するご相談

熊本県弁護士会では、新型コロナウイルス禍により生じた法律問題に関しては、法律相談センターにおきまして無料法律相談を実施しております。新型コロナウイルス禍により収入が下がった、勤務先を解雇されたなどお気軽にご相談ください。

平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨関連のご相談につきましても、無料でご利用いただけます。

4 法律相談のご予約はインターネットで24時間受付

法的トラブルでお悩みの方は、予約制となっておりますので法律相談センター（096-325-0009）へご連絡ください。専門のスタッフが親切・丁寧に対応いたします。

受付時間は毎週月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までとさせていただいております。

インターネットでは、24時間いつでもご予約いただけますので是非、熊本県弁護士会のホームページ（<https://www.kumaben.or.jp>）をご確認ください。

「逮捕されたら」

弁護士 松本 卓也

く弁護士のアドバイスを受けることが大切です。

弁護士会では、ご自身やご家族が逮捕された場合に出動要請に応じて弁護士を面会に派遣する「当番弁護士制度」を運営しています。1回限りのご利用となりますので、費用はかかりません。ご自身が捕まってしまったら、すぐに警察官に「当番弁護士を呼んでください。」と伝えてください。ご家族が捕まってしまったら、当番弁護士専用電話（090-3661-3133）にご連絡ください。

「弁護士と話すまでは何も言えない。」

これは恥ずべきことでも非難されるべきことでもありません。ご自身や身近な方の権利を守るために、ぜひ当番弁護士制度をご利用ください。



合志市長 荒木 義行

熊本県弁護士会の皆様方に
おかれましては、市の無料法律相談事業や、顧問弁護士として市の行政をサポートしていただきなど、平素から市政に御協力いただき誠にありがとうございます。現在合志市では、居心地の良い、賑わいのあるまちづくりを実現するため、土地区画整理事業を進めており、その一環として、10月に新御代志駅が開業いたしました。今後も市の顔となる交流拠点を目指して周辺環境の整備に努めてまいります。

今後も社会は多様化し、解決すべき問題の複雑化が予想されます。より良い地域づくりの実現のため努めてまいりますので、今後とも御支援・御協力を賜りますとともに、皆様方のより一層の御活躍を御祈念申し上げます。

KMバイオロジクス株式会社
代表取締役社長 永里 敏秋

私たちは医薬品の研究・開発・製造・販売を行う製薬企業です。2020年5月から新型コロナウイルス感染症に対する「不活化ワクチン」の開発に取り組んでいます。不活化ワクチンは長年の使用実績がある従来型のタイプで、小児に対しても安心して接種できるワクチンの実用化を目指しています。

熊本県弁護士会の皆様が法律のプロフェッショナルとしてご活躍されているように、私たちKMバイオロジクスも予防・治療のプロフェッショナルとして社会に貢献していくという理念を掲げています。熊本県弁護士会のように熊本を支え信頼される存在として、私たちも人々の健康を支え、人々が安心して暮らせる社会の実現に向け取り組んでまいります。

ちょっと一息

熊本県立大学
学長 堤 裕昭

前身の熊本女子大学に赴任して35年の歳月を経て、今年4月より熊本県立大学学長に就任いたしました。私の専門分野は海洋生態学で、ライフワークとして「イトゴカイ」というゴカイの生態について研究を行ってきました。でもゴカイの研究では世の中のお役には立てないので、その研究の知識と経験を生かして、熊本の干潟のアサリの生態についての研究を行ってきました。アサリが熊本で年間に6万トン以上も獲れていた時のことを行っている世代で、折しもそれが千トンも獲れなくなっていく様を目の当たりにしてきました。何とか、以前のようにアサリが密生する干潟を取り戻せないか?その解決策を見出したいと願い、研究を続けています。

熊本放送 アナウンサー
糸永 有希 (福岡大学法学部 法律学科2013年卒)

弁護士は私にとって身近な存在です。法学部出身の私の恩師は、当時70代のパワフルな女性弁護士。労働法ゼミを通して先生は「働くこと」について、あらゆる角度からたくさんの「言葉」で教えてくれました。その言葉が心に響く度に、自分の弱さや甘さを見透かされている気がして、就活や夢について自信を持って話すことができませんでした。結局、夢を掴んだことも報告出来ずじまいのまま、今年先生の七回忌を迎えました。今なら、少しは自信を持って先生と語り合える気がしています。「言葉」で誰かの人生に影響を与える仕事。弁護士にもアナウンサーにも通じるものがあるかもしれません。これからも県民に寄り添った言葉を紡いでいきたいです。

